

令和８年度農業法人等求人情報発信業務委託に係る条件付き一般競争入札の実施（農林政策課）

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和８年８月２４日

秋田県知事 鈴木 健 太

１ 入札に付する事項

（１）業務名

令和８年度農業法人等求人情報発信業務委託

（２）業務の仕様等

仕様書のとおり

（３）契約期間

契約締結日から令和９年３月１２日まで

２ 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（２）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第３３条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第４１条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当しないこと。

（３）秋田県暴力団排除条例（平成２３年秋田県条例第２９号）第２条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと

（４）秋田県税（県外に本店を有し、県内に支店を有しない事業者にあつては、本店所在地の都道府県税）に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。

（５）競争入札参加資格確認申請書を提出した日から入札日の間において県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

（６）農業分野に特化した求人・採用支援サイト（以下「対象サイト」という。）を自社で所有・運営していること。

- (7) 対象サイトにおける閲覧数（PV数）が、直近１年間に於ける月間平均50万PV以上であること。
- (8) 対象サイトにおける登録会員数（求職者数）が、10万人以上であること。
- (9) 農業求人専門のアドバイザーによるマッチング支援体制を有しており、過去３年以内に、国または地方公共団体等から「農業人材の確保・就農支援に関する委託業務」を年平均１件以上受託した実績を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書等の交付場所

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県農林水産部農林政策課

・電話番号：018-860-1726

・メールアドレス：nourinseisaku@pref.akita.lg.jp

(2) 仕様書及び入札説明書等の交付方法

仕様書及び入札説明書等を秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の農林政策課のページ及び「県政情報」－「電子手続き・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」－「その他の入札情報」に掲載する。

配布期間は令和8年8月24日（月）から令和8年9月4日（金）午後5時までとする。

ただし、当該配布方法により入手することができない場合は、秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、午前9時から午後5時まで（1）の場所で随時配布する。

(3) 仕様書に関する質問及び回答

仕様書に関する質問は、任意の文書により令和8年8月31日（月）午後5時まで電子メールにより提出（郵送する場合は同日まで必着）するものとし、質問に対する回答は、令和8年9月2日（水）まで秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の農林政策課のページ及び「県政情報」－「電子手続き・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」－「その他の入札情報」に掲載する。なお、質問に対する回答の掲載期間は、令和8年9月4日（金）午後5時までとする。

(4) 入札参加資格申請書の提出

競争入札参加資格確認申請書、会社概要及び過去3年間の主な実績、競争入札参加資格申請者役員等調書（ただし、秋田県電子業者登録システムの物品供給業者等登録名簿に登録されている者は提出不要）を添付して令和8年9月4日（金）午後5時まで（1）の場所に提出する（郵送する場合は、同日まで必着）ものとする。

4 入札執行の場所及び日時

令和8年9月9日（水）午後1時30分

秋田市山王四丁目1番2号

秋田地方総合庁舎地下1階 B01会議室

5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

（1）入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

（2）契約保証金

秋田県財務規則第177条から第179条までに規定するところによる。

6 その他

（1）入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（2）入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

（3）落札者の決定方法

秋田県財務規則第159条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

（4）提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに入札説明書に記載された必要書類等を提出すること。

（5）入札結果

入札結果は、後日、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の農林政策課のページ及び「県政情報」－「電子手続き・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」の「その他の入札情報」に掲載する。公表する内容は、次のとおり。

○件名 ○入札日時 ○予定価格 ○入札比較価格 ○参加した業者名

○各入札業者の入札金額（辞退した場合はその旨を掲載）

（6）その他

詳細は、入札説明書による。